

まつもとほうじん

令和2年
(2020年) 4月号
第543号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



生坂村の山菜

- 主な記事 -

令和2年度税制改正のあらまし.....	2～4頁
皆さんこんにちは・小口真澄氏.....	5頁
頑張ってます・増田友子さん.....	5頁
労務レポート.....	6～7頁
ふるさとの食シリーズ.....	7頁
税務ポイント.....	8頁
松本税務署からのお知らせ.....	9頁
会員福利厚生制度PR.....	10頁
新型コロナウイルス感染拡大防止への 対応につきまして 等.....	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき.....	12頁
令和2年度年間行事日程計画表.....	付録

ふるさとの食シリーズ

～生坂村の“山菜”～

今号より新連載【ふるさとの食】シリーズがスタートします。それぞれの地域で親しまれている食材や料理をご紹介します。記念すべき第1回目は生坂村の「山菜」です！

生坂村に春の訪れを告げる自然の恵「山菜」。ふきのとう、コゴミ、ウド、わらび、タラの芽.....、少しほろ苦さもありますが、みずみずしく生命力溢れるその味は大勢の人々に愛され続けています。

(藤沢洋子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当



どこでも申告・納税 イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp/)

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につなげることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上(注)の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別勘定の金額の損金算入ができます。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要があります。

(注) 大企業(資本金等の額が1億円超)については1億円以上。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

(2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(大法人も適用可)については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができる少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、以下の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。

対象法人から連結法人を除外

対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げ

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

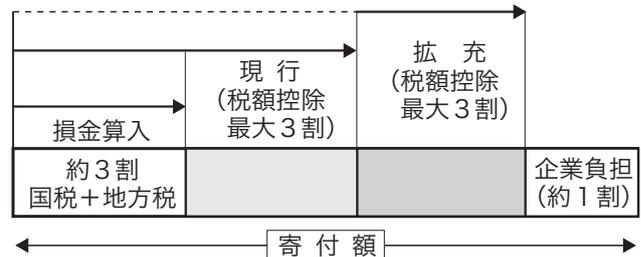
(4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が拡充・延長されます。

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

改正案では、税額控除割合を6割(現行:3割)に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が5年間延長されます。

【地方創生応援税制の拡充の改正案】



適用時期

令和7年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制(オフィス減税と雇用促進税制の特例)の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例については、以下のように適用要件や税額控除額等が見直されます。

【雇用促進税制の特例(移転型・拡充型)の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制の特例(移転型)の税額控除の拡充】

現行	改正案
・初年度の税額控除:60万円又は90万円/人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人)	・初年度の税額控除:50万円又は90万円/人 (雇用増加率に関わらず一律)
・3年間の適用期間における税額控除:150万円(うち、オフィス減税との併用分:90万円/人)	・3年間の適用期間における税額控除:170万円(うち、オフィス減税との併用分:120万円/人)

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

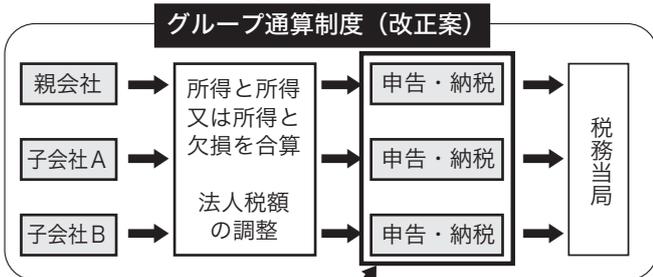
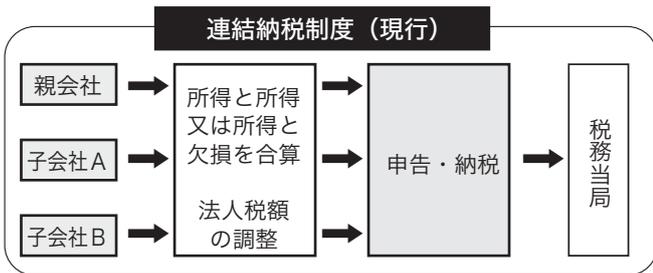
(6) 連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの - 体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体とみて親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。

改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直されます。

【連結納税制度の改正案】



個別申告方式への見直し

適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(7) 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現行	①平均給与等支給額 > 前事業年度の平均給与等支給額 ②国内設備投資額 > 当期の減価償却費の10%
改正案	①同上 ②国内設備投資額 > 当期の減価償却費の30%

※ ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(8) 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度（給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度）について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

【国内設備投資額要件の見直し】

	現行	改正案
国内設備投資額	当期の減価償却費の総額の90%以上	当期の減価償却費の総額の95%以上

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

所得税関係

(1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引の活性化を通じて低未利用土地（注）の活用を促すため、個人が低未利用土地等を譲渡した場合（親族間を除く）下記の条件を満たすとその年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の控除ができる制度が創設されます。

【主な適用要件】

- ①譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ②1月1日に所有期間が5年を超えること
- ③その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
- ④低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市町村の長による確認が行われたこと

(注) 低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます。

適用時期

土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

(2) NISA制度の見直し

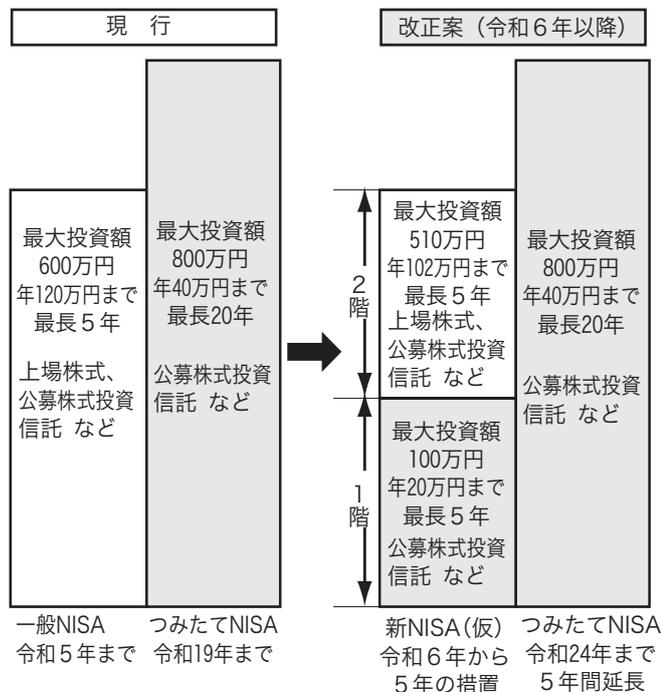
家計の安定的な資産形成を支援する観点から、NISA制度が見直されます。NISA制度とは、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

一般NISAについては投資期間終了後に、1階部分で積立投資を行った場合に限り、2階部分で別枠の非課税投資が

行える2階建て制度の新・NISA（仮）が創設されます。また、つみたてNISAについては投資期間が5年間延長され、ジュニアNISAについては令和5年末で終了となります。

なお、新・NISA（仮）については、つみたてNISAとの選択適用となります。

【NISA制度の見直し】



適用時期

新・NISA（仮）については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで、つみたてNISAについては、令和24年12月31日まで適用されます。

(3) 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の見直し
「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親のうち以下の要件を満たす場合、寡婦（夫）控除が適用されます。

- イ 同一生計の子（総所得金額の合計額が48万円以下）を有する必要があります。
- ロ 合計所得金額が500万円以下となります。
- ハ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には対象外となります。

寡婦（夫）控除の見直し

- イ 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円）が設けられます。
- ロ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には対象外となります。
- ハ 子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦の控除額と同額の35万円（現行27万円）とされます。
- ニ 寡婦控除の特例は廃止されます。

【寡婦（夫）控除の見直し】

区分	離婚 死別要件	扶養親族等 の要件	所得要件 (合計所得金額)	控除額
寡婦	離婚 死別	扶養親族あり	500万円以下 (現行：なし)	27万円
		同一生計の子*		35万円
寡婦	死別 未婚	なし	500万円以下	27万円
		同一生計の子*		35万円
寡夫	離婚 死別	同一生計の子*	500万円以下	35万円 (現行：27万円)
		未婚		35万円

*子の所得要件：総所得金額48万円以下

適用時期

令和2年分以後の所得税について適用されます。

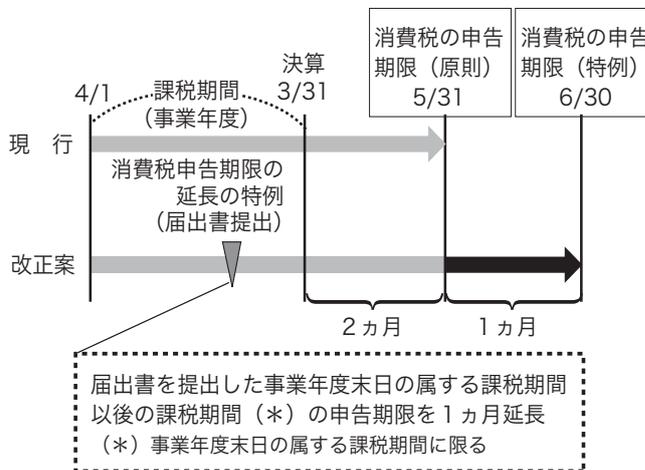
消費税関係

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長（注）する特例が創設されます。

（注）延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付します。

【3月決算法人の例】



適用時期

令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

この原稿は、令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。



皆さん
こんにちは♪

(有)レックプランニング

松本市新村

専務取締役 小口 真澄 氏

『日々新・日々決心・日々真剣・日々勉強・日々成長』

松本市新村にごさいます(有)レックプランニングの小口専務さんにお話を伺いました。同社は平成3年に測量業社として創業され、その後、建設・

土木、森林整備、農業の分野にも進出されてきました。

小口さんは11年前に入社され、4年前からは専務取締役として会社の管理、従業員さんの働きやすい環境作り等に取り組まれています。

現在事業の柱となっている森林整備のお仕事では、国土の保全、水源のかんよう涵養、地球温暖化の防止、木材・林産物の供給など、地域にとって重要な役割を担う森林を維持していくために、植栽、保育、間伐等を適切に行うことが重要となります。ご自身も現場での作業を行われていますが、大変な危険を伴う仕事のため安全管理にはとても気を配っているそうです。

そんな小口さんが大切にされているのが、子供のころに取り組まれていた少年野球の指導者の方から教わった「日々新・日々決心・日々真剣・日々勉強・日々成長」という言葉だそうです。忙しい日々の中でも、何か新しいことを見つけ、真剣に取り組むことで成長していこうという決意のように感じられました。これからますますのご活躍を期待しています！

(深澤和紀編集委員)



頑張ってます!!

『“おめでとう・ありがとう”
が溢れる空間づくり』

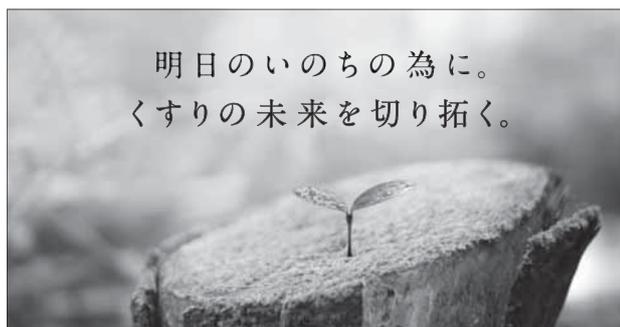
(株)マスタ マンマミーア
松本市県

増田 友子さん

イタリアンレストラン、生活雑貨販売、レストランウェディングを手掛けるマンマミーア!の増田友子さんにお話を伺いました。地元産の食材を中心としたお料理を楽しめる“信州ベジフルイタリアン”として人気のお店で、増田さんは“人と人がお互いを認め合い、心からの祝福と感謝を伝え合える空間づくり”を心掛け「おめでとう・ありがとう」という言葉が交わされる記念日や節目の時などを最高のお料理とサービスで演出されています。

同店はレストランウェディングでも有名ですが、ウェディングプランナーも務める増田さんは、近年結婚式を挙げるか迷うカップルからの相談も多くいただいているとのこと。そんな時には「その体験や祝福して頂いた思い出は、家族の将来にかけがいのない宝物になりますよ」と迷う二人の背中をそっと押してさしあげ、無理をせずに自分らしい式を挙げる事が出来るようにお手伝いをするそうです。

今年3月には店内リニューアルが行われ、オープンキッチンになりました。普段の食事はもちろん、謝恩会や歓送迎会等、特別なひと時には映像作成や花束の準備など、人と人とのつながりを深める時間を演出して下さるそうです。皆様のご来店をお待ちしております!! (藤沢洋子編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

労務レポート

「会社の社会保険・労働保険は、社員のどこまでカバーしているか？ 及び新型コロナウイルスに関する事業者への雇用関係緊急対策について」

社会保険労務士 高砂礼次



そもそも、会社での社会保険とは？

- ➔ 健康保険と厚生年金保険を指します。

そもそも、会社での労働保険とは？

- ➔ 労災保険と雇用保険を指します。

社員が私傷病（業務外での怪我や病気）により、病院などで診療を受けたときは、療養費の7割（自己負担3割）が健康保険から補われます。また、療養のため休業した場合は、4日目から起算して最長1年6カ月の間、傷病手当金（支給開始日以前の継続した1年間の標準報酬月額平均の30分の1＝日額の3分の2相当額）が支給されます。出産のため働けない期間も、通常、産前産後通算で98日間を対象に出産手当金（支給額は傷病手当金と同じ）が支給されます。併せて、産前産後休業期間中及び育児休業期間中は、保険料も免除されます。

一方、労働保険は、業務上の災害の補償が主体となり、雇用保険は失業等給付のほか、二事業（雇用安定事業、能力開発事業）を行っています。具体的には、育児休業給付、介護休業給付や教育・改善・高齢者雇用・障害者雇用等、雇用を維持していくための様々な助成金があります。

ところで今般、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として政府が実施した緊急的な措置に対して、事業者等への影響を踏まえ、雇用保険の事業であります雇用調整助成金の特例措置が実施されますので、報告いたします。

（1）雇用調整助成金とは

景気の後退、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

（2）従来の支給要件

売上高又は生産量等の事業活動を示す指標について、その最近3カ月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること、また雇

用者数による雇用量を示す指標について、その最近3カ月の月平均値が前年同期の10%を超え、かつ4人以上増加していないこと（大企業は、この数値が5%を超え、かつ6人以上増加していないこと）。

（3）特例措置

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、その影響を受ける事業主を対象に、従来の支給要件が緩和され、事業活動を示す指標は3カ月から1カ月に短縮、雇用量を示す指標は増加していても助成対象になります。なお、休業の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用されます。

更に、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金が創設されました。その内容は、「新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども」・「新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法の「年次有給休暇」とは別に、有給の休暇を取得（令和2年2月27日から3月31日まで）させた事業主に、対象労働者に支払った賃金相当額（1日1人当たり 8,330円が上限）を助成するというものです。また、委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援として令和2年2月27日から3月31日の間において、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者の方への支援金として、就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）の支給が定められました。

なお、ここでいう小学校等とは、小学校・義務教育学校（小学校課程のみ）・特別支援学校（全ての部）・放課後児童クラブ・幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等です。

最後に新型コロナウイルス感染症に関連した休

業について触れておきます。

新型コロナウイルスに感染して、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には該当しないと考えられますので、「休業手当」を支払う必要はありません。なお、対象労働者が被用者保険に加入していれば、要件を満たせば、傷病手当金が支給されます。

なお、発熱などがあれば、会社を休むように呼びかけられていますが、新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため、労働者が自主的に休む場合は、休業手当の対象ではなく、有給休暇対応となります。年次有給

休暇とは、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものですから、理由の如何を問わず取得することは可能です。

以上の緊急対策としての助成金等を活用できる場合は活用し、危機・試練を乗り越えて、明日につなげ、思い描く未来の姿に向けて協力し合い、踏ん張り、一層頑張りましょう！

今回は、緊急的な措置がありましたので、同一労働同一賃金についてのレポートを変更させていただきました。どうかご容赦願います。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

新連載

【ふるさとの食】シリーズ①

これまで約3年間にわたり松本法人会内に組織された35部会をご紹介してきました部会紹介シリーズが先月号をもって終了し、今月から新連載【ふるさとの食】シリーズがスタートします。

このシリーズでは各地域に伝わる食材や料理、名産品など私たちの暮らしに身近な「食」をテーマにお伝えしていきますのでよろしく願いいたします。

『生坂村の“山菜”』

～ 季節の自然の恵を味わう ～

独特のほろ苦い野趣に富んだ風味は山菜ならではのものであり、日本では古くから大勢の人々に愛されてきました。「春の皿には苦みを盛れ」という言葉もあるそうですが、冬に身体にため込んだ

油分や毒素を春の山菜を食べることで消していく効果があると考えられていたようです。

生坂村でも季節ごとに様々な山菜を楽しむことが出来ます。雪の下から芽吹き春の訪れを告げる「ふきのとう」。酢味噌和えが絶品の「山ウド」。「山菜の王様」・「山菜の女王様」とも呼ばれる「たらの芽」・「コシアブラ」は天ぶらが定番でしょうか。その他にも「ごごみ」「ぜんまい」「わらび」等々……。心地よい山野に足を延ばして、まるで宝探しのような気持ちになれるのも山菜の魅力の一つです。

現在は技術が進化し、様々な食材が季節に関係なく一年中に食べることが出来るようになりましたが、季節ごと、旬な自然の恵を美味しくいただける山菜はこれからも人々に愛されていくでしょう。

ご自分で採取するのは大変という方もおられるかと思いますが、道の駅などで旬の山菜をお求めになることが可能です。生坂村の豊かな大地から生まれた栄養たっぷりの山菜を是非ご賞味ください！

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁵〕相続税関係

個人の事業用資産についての 相続税の納税猶予及び免除

Q 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除について教えてください。

A

1. 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例等は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける後継者である相続人又は受遺者（特例事業相続人等と言います。）が、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限ります。）に係る事業（不動産貸付業等を除きます。）を行っていた被相続人から、その事業に係る特定事業用資産の全てを平成31年1月1日から令和10年12月31日までの相続又は遺贈（「相続等」といいます）により取得をした場合には、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、特例事業相続人等が納付すべき相続税のうち、特例事業用資産に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、特例事業相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、特例事業用資産を特例事業相続人等の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、事業用資産納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

2. この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

宅地等（400㎡まで）

建物（床面積800㎡まで）

以外の減価償却資産で次のもの

・固定資産税の課税対象とされているもの

- ・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
- ・その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

（注）

1. 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記 から までの資産も、特定事業用資産に該当します。
2. 後継者が複数人の場合には、上記 及び の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
3. 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例を受ける者がいる場合には、一定の制限があります。

3. 小規模宅地等の特例を受ける者がある場合の宅地等の限度面積

この特例の対象となる宅地等には400㎡の限度面積が設けられていますが、被相続人から相続等により取得をした宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、この限度面積は、次の表のとおりとなります。

適用を受ける小規模宅地等の区分	限度面積 1
特定同族会社事業用宅地等 2	400㎡ - A
貸付事業用宅地等	400㎡ - (A × 200/400 + B × 200/300 + C) × 2
特定居住用宅地等 2	400㎡

1. 特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、この特例の適用を受けることはできません。

2. 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、 によります。

3. 上記の表中の符号は次のとおりです。

A 特定同族会社事業用宅地等の面積

B 特定居住用宅地等の面積

C 貸付事業用宅地等の面積

（措法70の6の10、措令40の7の10、措規23の8の9）

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

松本税務署より

(令和元年分)

《納税についてのお知らせ》

～申告・納付期限の延長について～

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用されている方の振替日が変更されました。

振 替 日【振替納税の場合】

所得税及び復興特別所得税 : 5月15日(金)
 消費税及び地方消費税 : 5月19日(火)

振替日の2～3日前には、**預貯金口座の残高**をお確かめください。

- ◎ 新たに振替納税をご利用される方、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった方又はご利用の金融機関を変更される方は、納税の期限までに管轄税務署に「預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。
- ◎ 残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできませんと、4月17日から延滞税がかかります。

納税の期限【現金納付・電子納税(ダイレクト納付を含む)の場合】

所得税及び復興特別所得税 ・ 消費税及び地方消費税 ・ 贈与税
 いずれも **4月16日(木)**

- ◎ 申告書の提出後に、納付書等の送付によるお知らせはありません。
- ◎ 現金納付する際は、納税に使用する納付書を税務署又は金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口で入手するか、QRコードを利用したコンビニ納付により納税の期限までに納付してください。
- ◎ 納税の期限までに納付されないと、4月17日から延滞税がかかります。

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？

「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査(地域別・業種別)に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

会員企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応につきまして (4月実施予定事業に関するご報告)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会運営に関しまして格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度当会では新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、国や県、市町村から示されている指針並びに参加者の安全第一の観点を踏まえ、松本税務署をはじめとする関係機関等と協議した結果、誠に残念ながら事業の実施について当面見合わせることにさせていただくことになりました。何卒ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

つきましては、例年4月に実施しております事業につきましては、次の通りとさせていただきますのでご確認をお願い申し上げます。

【研修会】

決算説明会(3月決算法人対象：松本会場・塩尻会場ともに)

中止させていただきます。資料等のお問合せは事務局までお願い申し上げます。

【諸会議】

正副会長会、役員会、各委員会

資料を郵送し書面決議をもって代えさせていただきます。

【青年部・女性部事業】

青年部第45回通常総会(創立45周年記念式典)・女性部第41回通常総会

資料を郵送し書面決議をもって代えさせていただきます。(青年部創立45周年記念式典は延期)

今後の事業実施予定につきましても当広報誌等にてお伝えしていきますのでご確認をお願い申し上げます。

一般社団法人松本法人会 電話番号0263-35-8080



大同生命人事異動

前任の片山課長に代わり、4月1日より松本法人会の皆様を担当させていただくことになりました小川 秀郎

(オガワ ヒデオ)と申します。

長野県への転勤は初めてですが、子供のころから長野県の蓼科に毎年のようにお盆休みに遊びに行っていました。今回、大好きな長野県へ異動となりましたので、松本法人会の皆様から信頼されるよう日々、努力していきますので、宜しく願い申し上げます。

広報誌3月掲載内容の訂正とお詫び

先日お届けいたしました広報誌「まつもとほうじん3月号」の掲載内容に誤りがございましたので、訂正しお詫びをさせていただきます。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

【訂正箇所】 広報誌まつもとほうじん11ページ

税務署からのお知らせ 令和2年度 国税専門官募集について(採用試験要綱)

「問合せ先」「上記以外の問合せ」部分

誤)午前8時30分から 午後8時

正)午前8時30分から 午後5時

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 手書きのイラストでも
デジタルのイラストでも
データでも
デジタルカメラでも

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナーのご利用に必要な「会員ID」「パスワード」は今月号付録「年間行事日程計画表」裏面に記載しています。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



『波田体育館リニューアル』



昨年の7月から今年の2月まで行われていた波田体育館のリニューアル工事が終わり、外装・トイレ等水回り・アリーナの床などとてもきれいになりました。市民の一員として大切に使用し、スポーツにかかわる子供たちに残していきたいと思ひます。(深澤和紀編集委員)

深澤和紀

川柳コーナー

「うそでした」
言つて欲しいよ

この惨状

横文字を
使いたがるは

なぜだろう

何よりも

宣伝効果

空の棚

新米

あしがき

東京では桜も満開になり信州の桜も蕾が日に日に大きくなり春の訪れを感じています。連日新型コロナウイルスの話ばかりで、楽しみにしておりました夢の祭典東京オリンピック・パラリンピックの延期も決まりました。私もスポーツをする一人として本当に残念ですが一日も早い終息を願うばかりです。

新型コロナウイルスだけではなく、インフルエンザや花粉症等の対策にも、日々の体調管理に気を付けて人間が本来持つ免疫力を向上させることが大切です。まだまだ朝晩寒い日がありますが、体を冷やすことで免疫力も下がりますし、ストレスでも交感神経と副交感神経のバランスが崩れ免疫力が低下するそうです。私たちはストレス社会の中で生きていますが、お風呂に入り温まりながらリラックスしたり、十分な睡眠をとるよう心掛けたいですね。趣味などに打ち込むこともいいですね。健康な体・健康な心を意識して日々のお仕事・御家族との団欒を大切に頑張りましょう!(深澤)

(本号編集委員)

深澤和紀

藤沢洋子



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 信州印刷株式会社